

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

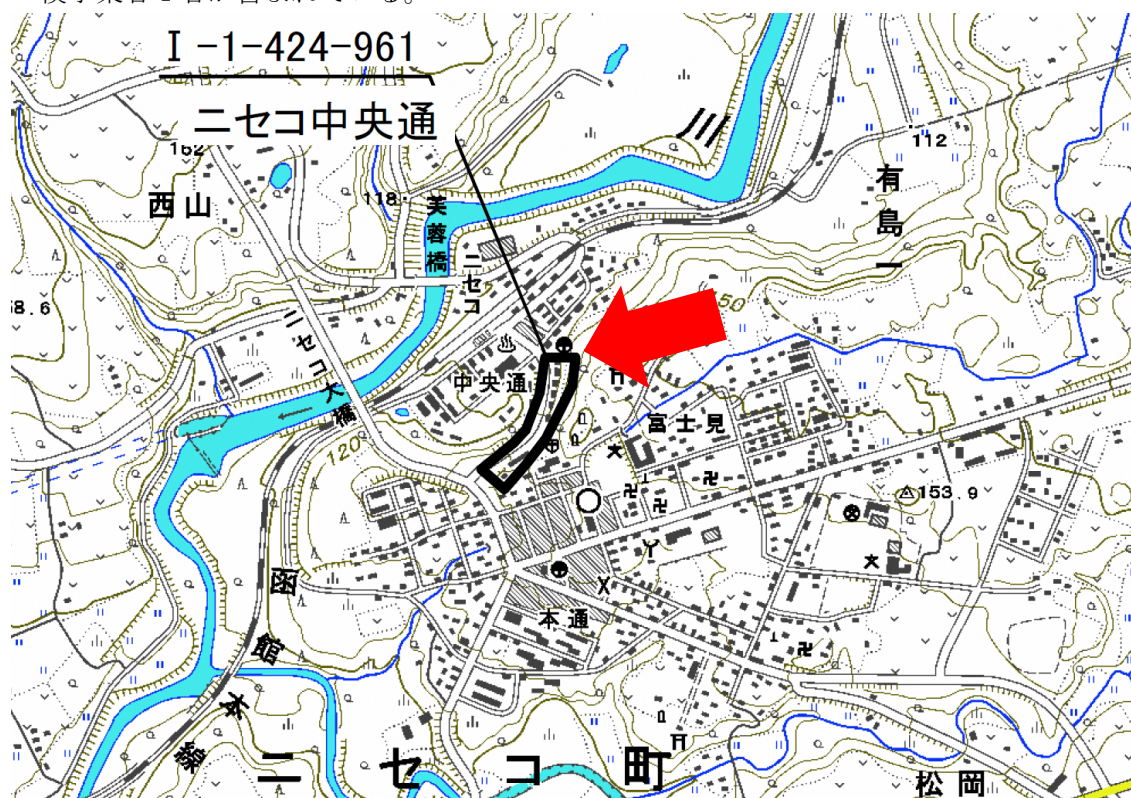
(1) 地域の災害リスク

(洪水：ニセコ町防災ガイド・マップ)

ニセコ町には一級河川「尻別川」が流れているが、ニセコ町内には水防法に基づく洪水浸水想定区域は現在のところ指定されていないためニセコ町防災ガイド・マップにも掲載されていない。ニセコ町防災ガイド・マップは作成から5年ほど経っており情報が古いことから、次年度作成予定の最新版において北海道から提供のあった洪水危険氾濫区域図等をもとに小樽建設管理部にも確認しながら情報更新を行う。

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム、ニセコ町防災ガイド・マップ)

北海道土砂災害警戒情報システム及びニセコ町防災ガイド・マップによると、ニセコ町では、土石流・がけ崩れによる土砂災害警戒区域（19箇所）・土砂災害特別警戒区域（9箇所）が広範囲に点在しており、JRニセコ駅前のニセコ町中央通の指定区域には、小規模事業者1者が含まれている。



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：ニセコ町地域防災計画、地震調査研究推進本部・J-SHIS)

ニセコ町に影響を及ぼす可能性のある地震は、ニセコ町地域防災計画によると5つの海溝型地震と9つの内陸型地震が想定されている。町内の平均震度・最大震度をみると、高い順に、北海道留萌沖の地震で最大震度6弱、北海道南西沖の地震で最大震度5強、黒松内低地断層帯の地震で最大震度5強となっている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れ

に見舞われる地震の発生確率が3%以下となっているが、災害がいつでもどこでも起こり得ることを考慮すれば、警戒が必要である。

また、2018年の胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えたほか、観光客のキャンセルが相次いで売上が減少した。

| 地震 | マグニチュード | 地震発生確率 (30年以内) |
|---------------|-----------|-------------------|
| 海溝型地震 | — | — |
| 千島海溝南部・日本海溝北部 | — | — |
| 三陸沖北部 | 8.3Mw | 17.2% |
| 十勝沖 | 8.0~8.6Mw | 8.5% |
| 日本海東縁部 | — | — |
| 南西沖 | 7.8Mw | 0.56% |
| 留萌沖 | 7.0Mw | 不明 |
| 北海道北西沖 | 7.8Mw | 0.41% |
| 内陸型地震 | — | — |
| 活断層帯 | — | — |
| 石狩低地東縁断層帯主部 | 7.2Mw | 0% |
| 黒松内低地断層帯 | 6.8Mw | 3.66% |
| 当別断層 | 6.5Mw | 0.08% |
| 函館平野西縁断層帯 | 6.6Mw | 0.01% |
| 増毛山地東縁断層帯 | 7.2Mw | 0.6% |
| 富良野断層帯 | 6.7Mw | 0% |
| 石狩低地東縁断層帯南部 | 7.1Mw | 0.18% |
| 沼田-砂川付近の断層帯 | 6.9Mw | 0.25% |
| 札幌市直下の伏在断層 | 6.7~7.5Mw | 不明 |

(出典：地震調査研究推進本部、ニセコ町地域防災計画)

(その他)

ニセコ町では、多くの人命にかかわるような大災害は過去に起きていないが、冷害による農作物の被害、台風による小河川の氾濫、スキー場周辺での雪崩事故、有珠山噴火による降灰、火災等の災害が発生している。

《過去における主な災害記録》

| 年月日 | 種別 | 災害発生概要 | 建物被害(棟) | 農業被害(ha) | 土木被害(ヶ所) | その他の被害 | 被害総額 |
|---------|----|----------------------------|--|---|---|---------------|------|
| H16.9.8 | 台風 | 台風第18号の強風のため、全町にわたり被害を受けた。 | ・一部損壊 一般住宅28棟 公営住宅多数 店舗等6棟 倉庫10棟 車庫6棟 牛舎4棟 | 水稻38.0ha デントコーン15.6ha スイートコーン10.0ha トマト3.7ha メロン1.6ha ビニールハウス 倒壊50棟など | ・人的被害 1名(骨折入院) ・公共施設被害 一部損壊5棟、全壊(管理小屋)1棟、倒木(桜ヶ丘公園45本、曾我森林公園32本) ・文教施設被害 一部損壊4棟、全壊(バス停2棟)、休校(小学校3校、中学校、高校、幼稚園) ・電力・電話被害 停電191世帯、電話不通約50世帯 ・簡易水道被害 福井地区簡易水道(停電による浄水機器故障) ・道路被害 倒木による通行支障約45箇所、倒木による通行止め1箇所 | 3億 2,000万円 | |

| | | | | | | |
|-------------------|----|--|--|---|--|------------------------|
| H28. 8. 30 ～31 | 台風 | 台風第 10 号による、 全町にわたる暴風被害。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全壊 倉庫 1 棟 ハウス 1 棟 ・半壊 倉庫 1 棟 牛舎 1 棟 ・一部損壊 倉庫 19 棟 ハウス 6 棟 | デントコーン 56ha スイートコーン 47ha 大豆 74ha 小豆他 19ha の 倒伏・身落被害 | <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅ニセコビュープラザ駐車場 内の看板倒壊により個人車両破 損（人的被害なし） ・町道、町有施設内で倒木多数発生 ・西部方面を除く地域で停電発生 （市街地の一部、元町、羊蹄など 東部方面は停電復旧まで長時間 を要した。） ・停電に伴い下水道マンホールポン プ場ほか水道管理施設に障害 | 公共分復 旧事業費 216 万円 |
| H30. 9. 6 | 地震 | 「平成 30 年北海道 胆振東部地震」 ニセコ町においては 震度 4 を観測（地震 による直接的被害は なし） | - | 生乳 8. 5t 廃棄 | <ul style="list-style-type: none"> 地震の影響によるキャンセル等観 光業被害（アウトドア事業者、日帰 り施設、宿泊施設） 飲食店の乳製品食材廃棄による損 害額 | 6, 402 万円 50 万円 |

（出典：ニセコ町地域防災計画）

（2）商工業者の状況

- ・商工業者等数 250 人（独自データ）
- ・小規模事業者数 220 人（独自データ）

| | 業 種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備 考 |
|----------|-----------|-------|---------|---------|
| 商工 業者 | 建 設 業 | 21 | 17 | 町内に広く分散 |
| | 製 造 業 | 18 | 16 | 〃 |
| | 卸 売 業 | 4 | 4 | 〃 |
| | 小 売 業 | 43 | 40 | 市街地に集中 |
| | 飲食業・宿泊業 | 108 | 97 | 町内に広く分散 |
| | サービス業・その他 | 56 | 46 | 町内に広く分散 |

（3）これまでの取組

1）当町の取組

| 項 目 | 年 月 | 備 考 |
|------------|---------|--|
| ニセコ町防災会議条例 | S37. 12 | |
| ニセコ町地域防災計画 | H31. 3 | |
| 防災訓練の実施 | H31. 1 | 防災セミナー・啓発講習会の実施 |
| | R1. 8 | 防災訓練・セミナーの実施 |
| 防災備品の備蓄 | R1. 11 | 備蓄食飲料（2, 380 食、1, 956 本（500 ml）） アルファ米・缶入りパン・飲料水等 |

2）当商工会の取組

| 項 目 | 年 月 | 備 考 |
|---------------|---------|----------------|
| 災害復旧貸付制度の周知 | H30. 10 | 北海道・日本政策金融公庫資金 |
| 防災訓練 | R1. 11 | 全職員5名が参加 |
| 事業者BCPセミナーの開催 | R1. 11 | 事業者9名、職員3名が受講 |

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを十分に理解してもらい、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

| 業 種 | 商工業者数 (独自データ) | 小規模事業者数 (独自データ) | 策定目標（事業継続力強化計画） | | | | |
|-----------|------------------|--------------------|-----------------|----|----|----|----|
| | | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 建 設 業 | 21 | 17 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 製 造 業 | 18 | 16 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 卸 売 業 | 4 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 小 売 業 | 43 | 40 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 飲食業・宿泊業 | 108 | 97 | 5 | 5 | 5 | 6 | 7 |
| サービス業・その他 | 56 | 46 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 合 計 | 250 | 220 | 11 | 13 | 14 | 14 | 15 |

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、土砂災害警戒区域を優先し、本計画期間において多業種の小規模事業者が策定し、概ね3期（15年間）で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

・実施目標

| 項 目 | 目 的 | 目 標 | |
|----------------------|--|--------------|-----|
| 事前対策の 必要性を周知 | 地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる | セミナー開催 | 年1回 |
| 計画策定の支援に 向けた内部協議 | 事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る | 職員会議及び勉強会の開催 | 年1回 |
| 保険・共済普及に向 けた体制づくり | 保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る | 職員会議及び勉強会の開催 | 年1回 |
| 連携体制の推進 | 組織内や関係機関との体制構築 | 連携会議開催 | 年1回 |

4 その他

- ・経営発達支援事業の協議会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

| ニセコ町 | ニセコ町商工会 |
|-------------------------|-------------------------|
| 防災関連の情報提供 | セミナー・個別相談会の開催事業 |
| 事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導 | 継続力強化計画策定支援・ フォローアップ |
| 災害リスクの周知 | |
| 関係団体との連携 | |
| 防災訓練の実施 | |
| 応急対策時の対策及び復旧支援 | |

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録や防災ガイド・マップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和3年4月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年2回実施）

| 業種 | 商工業者数 (独自データ) | 小規模事業者数 (独自データ) | 策定件数 | | | | | フォローアップ回数 | | | | |
|-----------|------------------|--------------------|------|----|----|----|----|-----------|----|----|----|----|
| | | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 建設業 | 21 | 17 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 製造業 | 18 | 16 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 卸売業 | 4 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 小売業 | 43 | 40 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 飲食業・宿泊業 | 108 | 97 | 5 | 5 | 5 | 6 | 7 | 10 | 10 | 10 | 12 | 14 |
| サービス業・その他 | 56 | 46 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 合計 | 250 | 220 | 11 | 13 | 14 | 14 | 15 | 22 | 26 | 28 | 28 | 30 |

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

| | |
|-------|------------------------------------|
| 実施時期 | 商工会が入居するニセコ町民センター防災訓練と合わせて年1回実施 |
| 訓練内容 | 発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認 |
| 訓練連携先 | ニセコ町商工観光課商工労働係 |

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町商工観光課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①SNS（グループLINE）②メール（ショートメール・Eメール等）③電話
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・ニセコ町災害対策本部の方針に従い、当町商工観光課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

| 種別 | 配備の時期 | 配備要員 |
|----|---|---------------|
| 出勤 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき | 全職員 |
| 警戒 | <ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき | 事務局長 経営指導員 |
| 準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき | 事務局長 経営指導員 |

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

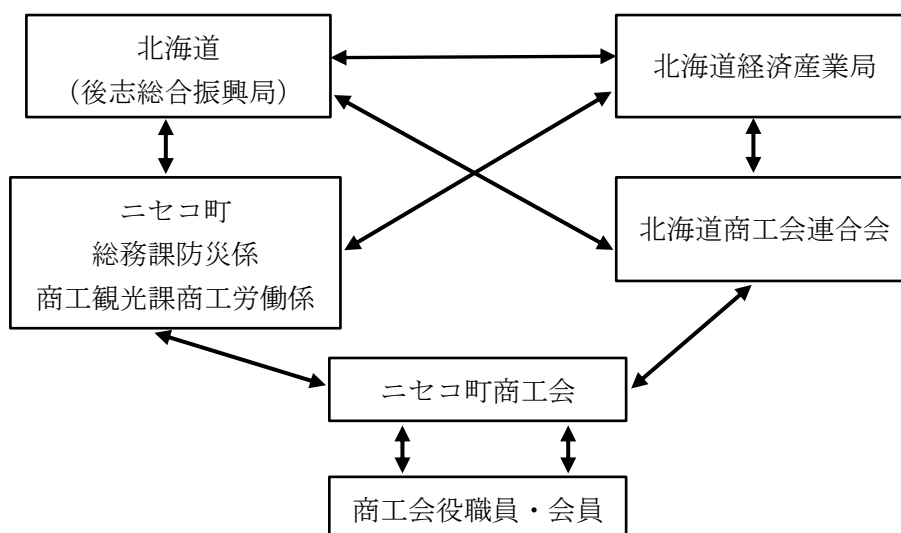
| | |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に3回共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に2回共有する |
| 2週間～4週間 | 1日に1回共有する |
| 1ヶ月以降 | 2日に1回共有する |

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、後志総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

| 事業所名 | 住所 | 業種 | 被害額 | 被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載） |
|------|----|----|-----|-------------------------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

- ・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。

- ・ 損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

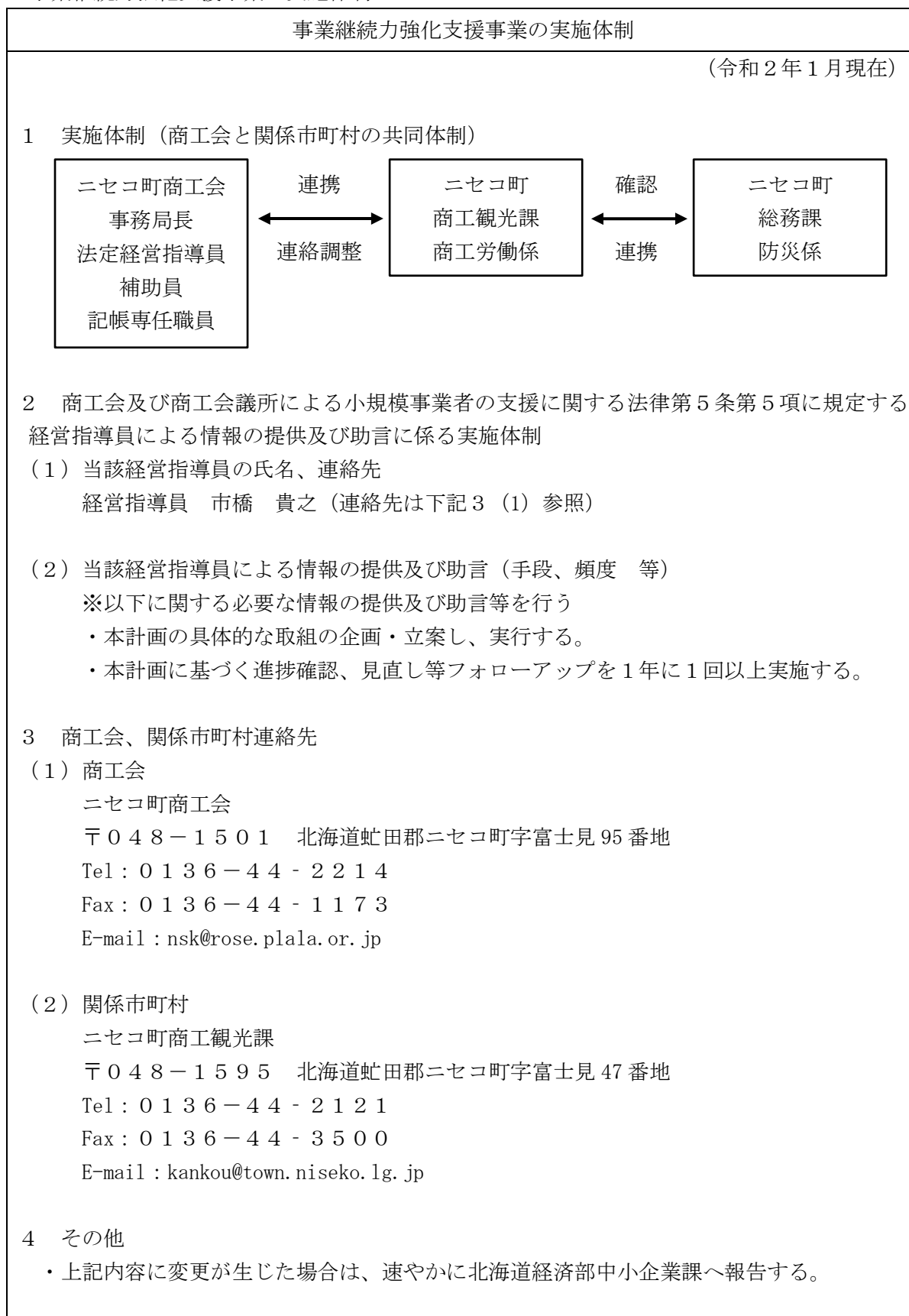
- ・ ニセコ町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・ 本計画は、ニセコ町・ニセコ町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・ 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 160 | 60 | 160 | 60 | 160 |
| ・専門家派遣費 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| ・セミナー開催費 | 85 | | 85 | | 85 |
| ・パンフ、チラシ作成費 | 15 | | 15 | | 15 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|----------------|
| 会費収入、補助金、事業収入等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。